

生徒会規約

第1章 総則

第1条 この会は吹上中学校生徒会といたします。

第2条 この会は生徒がお互いに力を合わせて、自ら進んで学校行事、生徒会活動等に参加し、自治活動をさかんにして、明朗、健全な校風を築き、将来よい社会人としての生活態度を会得することを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行います。

- 1 学校の様々な行事等に積極的に協力参加する活動。
- 2 全校生徒の生活の改善や福祉を旨とする活動。
- 3 各学級や部活動の活動の連絡や調整をする活動。
- 4 その他生徒会の目的を達成するため必要な活動。

第4条 この会は吹上中学校の全生徒を会員とします。

第2章 役員

第5条 この会に次の本部役員をおきます。

会長 1名 副会長 2名 書記 1名 会計 1名

第6条 会長はこの会に関する一切の会務を行う最高の責任者です。

第7条 副会長は会長を助け、会長がいない時は会長に代わって仕事をします。

第8条 書記はこの会の記録を、会計はこの会の会計を取り扱います。

第3章 選挙

第9条 ① 本部役員選挙は、全会員の無記名直接投票とし、選挙管理委員会が管理します。

② 会長は2年生から、副会長は1年生と2年生から1名ずつ、書記は1年生から、会計は2年生から選挙結果を基に、学校長の承認により選出されます。

第10条 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出し組織します。ただし、選挙管理委員に選出された生徒が立候補する場合は、同じ学級の別の生徒を改めて選出します。

第11条 役員選挙は10月から11月に行います。

第4章 機関

第12条 この会に次の機関をおきます。

総会・代議員会・執行委員会・専門委員会・選挙管理委員会・学級生徒会

第13条 総会はこの会の最高議決機関で、全生徒で構成し、会長が招集して年1回開催することを原則とします。ただし、必要に応じ臨時に開くことができます。総会では次の

ことをします。

- 1 会則の制定及び改正。
- 2 役員を選任及び解任。
- 3 予算の決定及び決算の承認。
- 4 その他重要な協議事項

第14条 代議員会は総会に次ぐ議決機関で本部役員，各学級正副総務で組織し，必要に応じて会長が招集します。代議員会では次のことをします。

- 1 会長及び各種委員会・学級生徒会などから提出された事項の審議決定。
- 2 急を要する事項について総会に代わる決議。

第15条 執行委員会は本部役員，各正副専門委員長で組織し，生徒会活動実践の中心になります。原則として，毎週月曜日に定例会を行い，必要に応じて臨時の執行委員会を行います。

第16条 各専門委員会は正副委員長と各学級専門部の正副部長をもって組織し，次の部をおき，必要に応じ各正副委員長が招集します。各正副委員長は，生徒会本部役員選挙後，学校長の承認を経て，会長が任命します。

学習委員会，生活委員会，厚生委員会，給食委員会

※ 各専門委員会は次のような活動を担当し，各学級では，各専門部内で係を決めて活動します。

学芸委員会	学習や図書に関する活動や文化的行事の運営 教科連絡(教科によっては他の委員会も担う)，朝読書 等
生活委員会	生活環境の充実，校内放送 身なり点検，自転車点検，広報(放送・設営) 等
厚生委員会	保健衛生，環境衛生，体育に関する活動と体育的行事の運営 健康観察，学級設営 等
給食委員会	給食に関する活動 コンテナ当番，給食着洗濯，給食台準備 等

第17条 学級生徒会は各学級の生徒で組織し，総務，副総務の代議員が活動をまとめます。

第18条 これらの会はすべてその会員の3分の2以上の出席によって成立し，出席会員の過半数によって決議します。

第5章 各部活動

第19条 本会の同好の者によって組織する部をおき，顧問の先生の指導のもとにそれぞれの活動を行います。

第6章 経費

第20条 この会の経費は会費とその他の収入をもってあてます。

第7章 付則

第21条 生徒会での協議事項は、すべて顧問教師の指導をうけ、学校長の承認を得た後、効力を発します。

第22条 本会則は平成16年4月1日より施行。令和元年5月31日改正。

【生徒会組織表】

